



発行 新潟県

号外 1

令和5年3月3日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

条 例

- 1 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)
- 2 新潟県病院事業医師確保対策基金条例 (病院局総務課)

————— 本号で公布された条例のあらまし —————

◇職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (新潟県条例第1号)

- 1 特殊勤務手当の見直し  
防疫等作業手当の額を増額する作業の範囲を見直すこととしました。(第14条関係)
- 2 施行期日等  
この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和4年11月18日から適用することとしました。

◇新潟県病院事業医師確保対策基金条例 (新潟県条例第2号)

- 1 基金の設置  
新潟県病院事業における医療提供体制を整備するとの趣旨で納付された個人又は団体からの寄附金等を積み立て、医師の確保対策に係る事業に要する経費の財源に充てるため、新潟県病院事業医師確保対策基金を設置することとしました。
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 新潟県病院事業医師確保対策基金条例

令和5年3月3日

新潟県知事 花 角 英 世

---

## 新潟県条例第1号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年新潟県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後		改正前	
(防疫等作業手当)		(防疫等作業手当)	
第14条 (略)		第14条 (略)	
2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次のとおりとする。		2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次のとおりとする。	
作業の区分	手当の額	作業の区分	手当の額
(略)		(略)	
前項第3号に掲げる作業	380円（著しく危険であるもの又は心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあっては、760円）	前項第3号に掲げる作業	380円（著しく危険であるものとして人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあっては、760円）

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年11月18日から適用する。

(特殊勤務手当の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

## 新潟県条例第2号

## 新潟県病院事業医師確保対策基金条例

(設置)

**第1条** 新潟県病院事業における医療提供体制を整備するとの趣旨で納付された個人又は団体からの寄附金等を積み立て、医師の確保対策に係る事業に要する経費の財源に充てるため、新潟県病院事業医師確保対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

**第2条** 基金として積み立てる額は、病院事業会計予算(以下「予算」という。)で定める。

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に換えて管理することができる。

(繰替運用)

**第4条** 新潟県病院事業管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を病院事業会計の現金に繰り替えて運用することができる。

(収益金の処理)

**第5条** 基金の管理及び運用から生ずる収益は、予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(処分)

**第6条** 基金は、第1条に規定する事業に要する経費の財源に充てるため、予算で定めるところにより病院事業会計へ繰り出すものとする。

(委任)

**第7条** この条例の施行に関し必要な事項は、新潟県病院事業管理者が定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。